



公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第263条の2第2項の規定により財団法人都道府県会館理事長権原拓から平成15年度災害共済事業等の経営状況について、通知がありましたので同条第3項の規定により次のとおり公表します。

平成16年8月12日

長野県知事 田中康夫

1 災害共済事業（建物・自動車損害共済事業）

分担金その他収入	3,432,961,709円
災害共済金経費その他支出	2,147,988,255円
正味財産	21,248,585,421円

2 機械損害共済事業

分担金その他収入	1,129,717,873円
災害共済金経費その他支出	394,663,084円
正味財産	6,554,134,789円

管財課

公告

表彰規則（昭和34年長野県規則第6号）第2条第1項の規定により、次のとおり表彰しました。

平成16年8月12日

長野県知事 田中康夫

平成16年7月15日表彰

産業功労 上條重信

税務課

公告

クリーニング師試験を次のとおり行います。

平成16年8月12日

長野県知事 田中康夫

1 試験の期日及び場所

- (1) 期日
平成16年10月29日（金）
- (2) 場所

松本市大字島立1020
長野県松本合同庁舎

2 試験科目

- (1) 衛生法規に関する知識
- (2) 公衆衛生に関する知識
- (3) 洗たく物の処理に関する知識及び技能

3 受験資格

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第47条に規定する者
- (2) 旧国民学校令（昭和16年勅令第148号）による国民学校の高等科を修了した者
- (3) 旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校の2

年の課程を終わった者

- (4) (2)及び(3)に掲げる者と同等以上の学力があると認められる者

4 受験手続

(1) 提出書類

- ア クリーニング師試験受験願書（保健所及び長野県衛生部食品環境課に備え置く所定の用紙を用いてください。）
- イ 履歴書（市販のもの可。写真は不要。）
- ウ 写真（出願前6月以内に半身脱帽正面を撮影した縦4センチメートル、横3センチメールのものを「受験願書」の所定の欄にはってください。）
- エ 受験資格を有する者であることを証明する書類（卒業証書の写し（本証も持参してください。）又は卒業証明書。卒業証書又は卒業証明書の氏名が、現在の氏名と異なる者は、戸籍抄本を提出してください。）

(2) 受験手数料

受験手数料（7,000円）は、長野県収入証紙により（受験願書にはり、消印しないでください。）納付してください。

(3) 受付期間

平成16年9月10日（金）から平成16年9月17日（金）まで（ただし、11・12日（土日）は除きます。郵送の場合は、平成16年9月17日までの消印があるものに限り受け付けます。）

(4) 受付場所

- ア 県内居住者にあっては、居住地を管轄する保健所
- イ 県外居住者にあっては、長野県衛生部食品環境課（県庁専用郵便番号380-8570）

5 受験票の交付

受験願書を受理したときは、後日受験票を交付します。

6 その他

- (1) 合格者は、平成16年11月19日（金）午前9時に県庁及び受験願書を受け付けた保健所の掲示板に掲示するほか、本人に通知します。
- (2) クリーニング師試験受験願書の用紙の請求及び試験についての問合せは、最寄りの保健所又は長野県衛生部食品環境課にしてください（郵送による場合は、80円切手をはったあて先明記の返信用封筒を同封してください。）。

食品環境課

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があつたので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成16年8月12日

長野県知事 田中康夫

1 申請のあった年月日

平成16年7月21日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 つみくさの里うるぎ

3 代表者の氏名

原光秋

4 主たる事務所の所在地

下伊那郡壳木村45番地50

5 定款に記載された目的

この法人は壳木村を中心とした周辺地域に対して、山野草や摘み草料理を通じて都市と山村の交流、社会教育の推進、青少年の健全育成、高齢者の生きがい、環境の保全などの実践活動を行い、中山間地域における地域資源を活用したモデル的な村づくりを進め、これを情報発信することにより誇りを持ち、心豊かで安心して支えあうことのできる新たなシステムづくりに寄与することを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室

長野市大字稻葉940番地345

5 定款に記載された目的

この法人は、地域活性化活動者への地域づくりに関する事業支援・養成に関する啓発・相談事業を行い、活力ある地域を生み、人が育つ土壤・社会形成実現に寄与することを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成16年8月12日

長野県知事 田中康夫

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友 三本柳店

長野市三本柳東2-8

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

(株)エス・エス・ブイ

長野市川中島町御厨石河原37

3 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)

小売業者	開店時刻	閉店時刻
(株)エス・エス・ブイ	午前9時	午後10時

(変更後)

小売業者	開店時刻	閉店時刻
(株)エス・エス・ブイ		24時間

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

	変更前	変更後
1	午前7時30分から 午後10時30分まで	24時間
2		
3	—	午前6時から 午後9時まで

4 変更する年月日

平成16年9月17日

5 届出年月日

平成16年7月27日

6 届出書及び添付書類の縦覧の場所

長野県商工部産業振興課又は長野県長野地方事務所商工雇用課

7 縦覧の期間

平成16年8月12日から平成16年12月13日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があつたので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成16年8月12日

長野県知事 田中康夫

1 申請のあった年月日

平成16年7月30日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 21世紀環境コミュニティー

3 代表者の氏名

矢口賀子

4 主たる事務所の所在地

松本市芳野10番6-502号 県営住宅

5 定款に記載された目的

この法人は、広く地域住民に対して、環境保全に関する指導、助言、啓蒙、啓発、相談他の活動を行い各関係団体とも連絡、援助等を行いながら、不特定多数の利益と地球環境の保全に寄与することを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があつたので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成16年8月12日

長野県知事 田中康夫

1 申請のあった年月日

平成16年8月5日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 長野県地域支援センター

3 代表者の氏名

瀧澤惠一

4 主たる事務所の所在地

9 意見書の提出先

長野県商工部産業振興課又は長野県長野地方事務所商工雇用課

産業振興課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成16年8月12日

長野県知事 田中康夫

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

シルクシティおかや

岡谷市天竜町1-3584ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

諒訪倉庫㈱

岡谷市郷田1-3-1

3 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)

小売業者	開店時刻	閉店時刻
(株)エス・エス・ブイ		
(有)ヌーベル梅林堂		
吉村 大佑		
武井 雅子		

(変更後)

小売業者	開店時刻	閉店時刻
(株)エス・エス・ブイ		24時間
(有)ヌーベル梅林堂		
吉村 大佑		
武井 雅子		

(2) 来客が駐車場を利用できる時間帯

	変更前	変更後
1	午前8時30分から 午後10時30分まで	24時間
2	—	午前6時から 午後9時まで

4 変更する年月日

平成16年9月17日

5 届出年月日

平成16年7月28日

6 届出書及び添付書類の縦覧の場所

長野県商工部産業振興課又は長野県諒訪地方事務所商工雇用課

7 縦覧の期間

平成16年8月12日から平成16年12月13日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工部産業振興課又は長野県諒訪地方事務所商工雇用課

産業振興課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成16年8月12日

長野県佐久地方事務所長 和田恭良

1 入札に付する事項

(1) 借入をする物品及び数量

電話交換機 1式

(2) 物品の特質等

入札説明書及び仕様書によります。

(3) 借入期間

平成16年10月1日から平成17年3月31日まで

(4) 借入場所

佐久市大字跡部65-1

長野県佐久合同庁舎

(5) 入札方法

借入期間における総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとします。）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 長野県の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がC以上に格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 障害、故障等に終日対応できる体制が整備されている者であること。

3 入札説明書

(1) 入札説明書の交付

本公告に係る入札に参加しようとする者の申請により入札に参加する者1人に対し、1部を無償で交付します。なお、郵送により交付を希望する場合には、当該郵送料を添えて申請してください。

(2) 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

佐久市大字跡部65-1
長野県佐久地方事務所総務課
電話 0267 (63) 3131

4 入札手続等

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

- (2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成16年8月25日(水) 午後2時
イ 場所 長野県佐久合同庁舎 共済ホール

- (3) 郵便入札の可否

郵便による入札は受け付けません。

- (4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める事項について説明した書類を平成16年8月19日(木)午後5時までに上記3(2)の場所に提出してください。

なお、開札日の前日までの間に競争入札参加資格確認申請書及び確認書類に関し照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

- (5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

- (6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

- (7) 入札の無効

財務規則第129条各号に該当する入札書は無効とします。

- (8) 契約書作成の要否

必要とします。

- (9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもつてした者を落札者として決定します。

5 その他

詳細は入札説明書及び仕様書によります。

管財課

公告

佐久平土地改良区の役員について、次のように就退任の届出がありました。

平成16年8月12日

長野県佐久地方事務所長 和田恭良

理事

新任

氏 名	住 所
市川晴夫	佐久市大字前山25番地
大井俊雄	佐久市大字三塚115番地の1
浅沼道雄	佐久市大字桜井364番地
殿木計也	佐久市大字伴野812番地

福島美和	佐久市大字平賀5060番地の5
水間稔明	佐久市大字常和3010番地
高畠米治	佐久市大字大沢2083番地
上原武茂	佐久市大字中込1864番地
荻原正弘	佐久市大字瀬戸1703番地

重任

氏 名	住 所
三浦大助	佐久市大字伴野1569番地2
加藤哲夫	南佐久郡臼田町大字田口4553番地の3
小宮山護	佐久市大字野沢176番地の2
佐々木正人	佐久市大字取出町387番地
白田正五	佐久市大字原378番地
井澤進	佐久市大字桜井49番地
横山忠夫	佐久市大字根岸3707番地1
青木茂太	佐久市大字内山5564番地

退任

氏 名	住 所
樋山昭二	佐久市大字小宮山193番地
浅沼藤嗣	佐久市大字桜井422番地
小林不二也	佐久市大字伴野1525番地の3
長谷川昭二	佐久市大字平賀1156番地の3
鈴木喜造	佐久市大字常和1701番地の1
河西政美	佐久市大字大沢3677番地
柳澤平	佐久市大字中込1168番地
荻原幸雄	佐久市大字瀬戸1641番地

監事

新任

氏 名	住 所
池田進	佐久市大字伴野1939番地の5
小林貞男	佐久市大字平賀1798番地

重任

氏 名	住 所
柳澤良治	佐久市大字野沢197番地の11

退任

氏 名	住 所
細井明	佐久市大字伴野753番地2
岡村住人	佐久市大字平賀1880番地の4

土地改良課

公告

長野県中信平右岸土地改良区の役員について、次のように住所に変更を生じた旨の届出がありました。

平成16年8月12日

長野県松本地方事務所長 高見沢賢司

理事

氏 名	変更前の住所	変更後の住所
野村幸石	東筑摩郡波田町 6273番地	東筑摩郡波田町 6273番地1

土地改良課

公告

水道法（昭和32年法律第177号）第16条の2第1項の規定により、指定給水装置工事事業者を次のとおり指定しました。

平成16年8月12日

長野県公営企業管理者 古林弘充

名 称	所 在 地	指定年月日
有限会社越設備	千曲市大字生萱694番地	平成16年8月6日

水道課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成16年8月12日

長野県伊那技術専門校長 金田憲治

1 入札に付する事項

(1) 借入れをする物品等及び数量

別表のとおり

(2) 物品等の特質

入札説明書によります。

(3) 借入期間

別表のとおり

(4) 借入場所

長野県伊那技術専門校

(5) 入札方法

1月当たりの賃借額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者とします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分が借入物品ごとに別表の等級区分に示す等級に格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 借入物品等に関し、アフターサービス・メンテナンス（保守・管理）を迅速に行う体制が整備されている者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

上伊那郡南箕輪村8304-190

長野県伊那技術専門校 管理課

電話 0265(72)2464

4 入札説明会の日時及び場所

(1) 日時 別表のとおり

(2) 場所 長野県伊那技術専門校

5 入札手続等

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 別表のとおり

イ 場所 長野県伊那技術専門校 会議室

(3) 郵送による場合の入札書の受領期限及び提出場所

ア 日時 平成16年8月30日 午後5時

イ 場所 上伊那郡南箕輪村8304-190（郵便番号 399-4511）

長野県伊那技術専門校 管理課

(4) 入札保証金